

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 01 地球温暖化対策の推進

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 01 地球温暖化対策の推進

##### 施策

###### 1 目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずる。

###### 2 現状

「環境先進県に向けた次世代プログラム」においては、エネルギー使用による二酸化炭素排出量だけでなく、新エネルギー利用や森林吸収を考慮して目標を設定した。

2010年度(平成22年度)の県内の二酸化炭素排出量を基準年(1990年)に比べて8%以上削減するという目標設定に対し、2008年度(平成20年度)は景気の悪化等の要因により目標を達成した。しかし、家庭や業務部門での排出量は基準年に比べて大きく増加しており、引き続き家庭や事業所における省エネルギー等の対策の推進が必要。

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例が制定された。

###### 3 条例の概要

この条例では、県、事業者、県民が、地球温暖化対策に取り組む責務を規定

(1) 温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

＜主な内容＞

・県に、県内の温室効果ガス排出量の削減・吸収目標量等を含む「対策計画」の策定を義務付け。県は計画実施状況を毎年公表。

【平成22年4月1日施行部分】

・特定事業者(県内の工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者等に温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画」(3年分)の作成、提出を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を原則毎年公表。

・特定建築主(2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築を行う者)に建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する「環境配慮計画」の作成、提出を義務付けし、計画及び達成状況報告をの概要を公表。

・県は、計画を提出した事業者又は建築主の取組が十分でないときとは必要な指導を実施し、また計画を提出しないとき・指導に従わないときには勧告・公表する。

(2) 低炭素社会づくりに向けた規範等の明示

＜主な内容＞

- ・廃棄物の削減(再使用、再生利用の促進)
- ・太陽エネルギーなどの再生エネルギーの積極的利用
- ・森林の保全、県産材の利用促進
- ・環境物品等の利用促進
- ・自動車の使用に代えた公共交通機関の利用促進
- ・自動車等アイドリングストップの推進

- ・自動車販売時の自動車の環境性能の説明義務
- ・省エネ性能の高い電気機器等の利用促進
- ・電気機器販売時の電気機器等の省エネ性能表示、説明義務

#### 4 事業の概要

- (1) 条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の策定及び運用  
 (2) 特定事業者(温室効果ガスを多量に排出する事業者)から提出される「取組計画」の受付、内容確認及び公表

## 実績

鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者は71事業者。  
 平成22年度のCO2排出量実績は837,809.3t-CO2であり、基準年度となる平成21年度の排出量より20,496.9t-CO2(2.5%)増加。

#### 取組計画書の提出状況

計画期間	平成22年度～24年度
特定事業者の種別	事業者数
工場・オフィス・事務所	47
小売店舗	15
病院	6
コンビニエンスストア	2
自動車運送事業者	1
計	71

#### 特定事業者の温室効果ガス排出量の目標と実績

	基準年度CO2排出量(t) (平成21年度)	目標年度CO2排出量(t) (平成24年度)	増減率(%)	平成22年度実績	増減量(t)	増減率(%) 対基準年度比
71事業者 合計	817,312.4	807,845.9	△1.2	837,809.3	20,496.9	2.5

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
 「鳥取県地球温暖化対策条例」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101732>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

**鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
 住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
 電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
 E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 02 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 02 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

##### 施策

###### 1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、官民一体となった温暖化防止活動を促進する。

###### 2 背景、現状、課題

(1)「環境先進県に向けた次世代プログラム」においては、エネルギー使用による二酸化炭素排出量だけでなく、新エネルギー利用や森林吸収を考慮して目標を設定した。2010年度(平成22年度)の県内の二酸化炭素排出量を基準年(1990年)に比べて8%以上削減するという目標設定に対し、2008年度(平成20年度)は景気の悪化等の要因により目標を達成した。しかし、家庭部門での排出量は基準年に比べて大きく増加しており、生活様式の転換も含めた防止活動の促進が必要。

(2)これまで普及活動は主に行政が行ってきたが、民間への普及活動には事業者、県民、各種団体との一層の連携が必要。

(3)温暖化防止活動にかかる人材育成や普及啓発等を官民一体となって実施する拠点機関としてセンターの指定について検討し、指定の準備が整ったところ。

###### 3 事業の概要

###### (1)センターの指定

ア 指定申請のあったNPO法人を、法及び鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定要綱に基づき県がセンターとして指定

イ センターは(2)に掲げる事業のほか、環境省が助成する事業、NPO法人としての活動を実施

ウ センターは、県民・事業者・県が連携して取り組む温暖化防止活動推進運動における中核的機関

###### (2)人材育成事業及び普及啓発事業の委託

ア 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成

イ 地域での地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルについて、地域に広く提案し、実践する活動の実施

##### 実績

・特定非営利活動法人ECOフューチャーとつとりをセンターに指定し、地球温暖化防止活動普及啓発事業及び推進員育成事業を委託することにより、センターを中心とする事業展開を図った。

・地球温暖化防止活動を県民運動として草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた活動とするため推進員委嘱制度を開始した。平成22年度は、県内2箇所で開催し、52名を推進員として委嘱した。

養成研修の様子 → <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=154614>

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7895

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「地球温暖化対策(アイドリングストップほか)」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/ondanka/>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 03 EVタウンの推進

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 03 EVタウンの推進

##### 施策

###### 1 事業の目的

電気自動車の普及を推進するため、県とレンタカー事業者が電気自動車のカーシェアリングを行い、県は公用車として率先利用を行うとともに、レンタカー事業者を通じて広く県民と観光客への活用促進を図る。

併せて、インフラ整備のため、電気自動車の充電設備を整備する事業者に対して助成を行う。

###### 2 事業の現状及び課題

- ・経済産業省では、EV・PHVタウン構想を推進中
- ・とっとり発グリーンニューディールにおいてエコカー関連産業の振興を位置づけ
- ・先進EV工場が米子に立地

###### 3 事業の概要

- (1)カーシェアリング事業による電気自動車の利用
- (2)電気自動車の充電設備を設置し、広く一般の電気自動車の利用に供する事業者に対する助成を実施

##### 実績

###### 【事業の実績】

###### (1)カーシェアリング事業による電気自動車の利用

県公用車としての率先利用とEVの体験機会創出によるPRを推進するために民間のレンタカー事業者と連携し、カーシェアリング事業(平日は県が公用車として活用し、土日祝日はレンタカーとして県民、観光客等に貸出し)を平成22年7月に開始。

###### (2)電気自動車の充電設備を設置し、広く一般の電気自動車の利用に供する事業者に対する助成

補助金の活用等により、急速充電器9基、普通充電器21基が設置され、充電インフラの整備が進んだ。

こうした取組みにより、県内の電気自動車登録台数は、平成21年度末の5台から平成22年度末には64台と大幅に増加した。

##### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「EVタウンの推進(電気自動車の普及促進)」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=127973>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

** 鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 04 アイドリングストップ推進事業

🔍 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 04 アイドリングストップ推進事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

自動車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として展開することで、県民や事業者に積極的に実践していただき、自動車の適切な整備やエコドライブを推進し、地球温暖化防止及び地域環境の保全に寄与する。

###### 2 事業内容

○アイドリングストップ「推進事業者」、「推進者」の認証の推進

「鳥取県地球温暖化対策条例」(注)及び認証制度について広く普及啓発し、より多くの「推進事業者」、「推進者」を認証すると共にアイドリングストップをはじめとするエコドライブのより一層の普及を目指す。

(注)

「鳥取県地球温暖化対策条例」の施行(H21.6.1)に伴い「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」は廃止し、運転者へのアイドリングストップの義務付けや「推進事業所」等の認証制度は、新条例に基づいて実施している。

##### 実績

平成22年度に新たに認証した数は、推進者(個人)が1,822人、事業者が170社・171事業所・1,133人であった。

推進者については、平成22年8月より県内免許センターでのチラシの配布による普及啓発を行い、申請数が増加した。事業所については、商工団体所属のCSR活動普及推進員による普及啓発を行い申請数が増加した。

	平成21年度末 登録者数	平成22年度増加数	平成22年度末 登録者数(実績)
推進者数	11,499人	1,822人	13,321人
事業者数	370社・1,141事業所	170社・171事業所	540社・1,312事業所
	16,638人	1,133人	17,771人
合計	28,137人	2,955人	31,092人

##### 連絡先

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「アイドリングストップの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232>

「アイドリグストップ推進事業者一覧」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41113>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 05 鳥取エコハウス推進事業

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 05 鳥取エコハウス推進事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

環境への負荷の低減に配慮した住まいづくりの推進

###### 2 背景、現状、及び課題

- (1) 平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、住宅の省エネルギー性能の向上に係る対策として、CASBEEの普及が位置付けられた。
- (2) 平成19年度に鳥取県CASBEE活用検討会を組織し、鳥取県へのCASBEEの導入についての検討を開始した。
- (3) 平成21年度にCASBEE評価員認定養成講習会を開催。戸建については県内82名が受講。より多くの建築士にCASBEE戸建の評価技術を習得していただくため、平成22年度も継続して開催する。
- (4) 平成21年度に、木材関係事業者、設計関係事業者、工務店等を構成員とする鳥取エコハウス研究プロジェクトを組織し、県産材を有効に活用した鳥取エコハウスの構造、仕様、デザイン等について検討を開始。

###### 3 事業の内容

環境配慮型住宅の普及促進を図るため、住宅の供給者の育成や体制整備に向けて、CASBEE戸建評価員養成認定講習会や鳥取エコハウス研究プロジェクトを開催するとともに、環境性能に関する住宅関連事業者の自主的な取組みを支援する。

- (1) CASBEE戸建評価員養成認定講習会の開催
- (2) 鳥取エコハウス研究プロジェクトの開催。
- (3) 環境配慮セミナーの開催

##### 実績

平成22年度の実績

- (1) 鳥取エコハウス研究プロジェクトの開催。  
○「鳥取エコハウス研究プロジェクト」の開催(H21.12～(7回))  
工務店、設計事務所、木材供給業者等により組織し、県産材を有効に活用した鳥取エコハウスの構造、仕様、デザイン等についての協議を行い、鳥取エコハウスの基本ルールを作成。
- (2) 環境配慮セミナーの開催  
「とっとり木の住まい塾」の開催(平成22年度)  
住まいづくりに関わる設計者、工務店、木材関係者等が住宅の省エネルギー対策、環境配慮、木構造・構法、意匠、県産材の特性など環境にやさしく安全安心な木造住宅の設計、施工に関する技術を学ぶとともに参加者相互の交流により、木造住宅の設計技術力を高め、鳥取の木の住まいの質の向上を図る。  
H22.10.29 鳥取県福祉人材研修センター 40名参加

H22.11.18 鳥取県建設技術センター 他4回(全6回)

## 連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398

## 参考URL

住宅政策課のwebサイトより  
「鳥取県住まい情報館」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

### 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 06 とっとり発グリーンニューディール基金事業

📍 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 06 とっとり発グリーンニューディール基金事業

##### 施策

###### 1 目的

地域における地球温暖化対策等の取組みを実施するため創設された「とっとり発グリーンニューディール基金」を財源として、市町村が実施する地球温暖化対策等の事業に助成する。  
また、「とっとり発グリーンニューディール基金」を運用し、運用益金を同基金に再積立する。

###### 2 内容

###### (1) とっとり発グリーンニューディール市町村補助金

事業メニュー区分	事業実施者	事業名	事業実施年度		
			H21	H22	H23
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	鳥取市	鳥取市立病院省エネ対策事業	○		
	倉吉市	倉吉市保育所施設省エネ改修事業	○	○	
	米子市	米子市児童文化センター省エネ改修事業	○	○	
	境港市	境港市図書館省エネ改修事業			○
	湯梨浜町	湯梨浜町庁舎省エネ改修事業		○	
	湯梨浜町	ハワイゆーたうん省エネ対策整備事業	○		
	南部町	南部町庁舎省エネ改修事業	○	○	
	伯耆町	伯耆町岸本公民館省エネ改修事業		○	
	岩美町	岩美町省エネルギー・新エネルギー導入促進事業		○	
	三朝町	三朝町役場庁舎省エネ改修事業	○	○	
地域環境整備支援事業	伯耆町	伯耆町エコレンタサイクル事業		○	
不法投棄・散乱ごみ監視等事業	米子市	みんなできれいな住みよいまちづくり推進事業	○	○	○

###### (2) 基金管理事業

とっとり発グリーンニューディール基金を運用し、運用益金を基金に再積立する。

### 3 背景、現状、及び課題

○地域における地球温暖化対策等の取組みを支援するため、国の平成21年度補正予算において「地域環境保全対策事業等補助金(地域グリーンニューディール基金)」が創設。

○本県は当該補助金を活用するため、平成21年度6月補正予算で「とっとり発グリーンニューディール基金(8.9億円)」を造成。

○現在、県及び市町村の温暖化対策事業の財源に充当し活用中。(平成23年度末までに基金を取崩して活用)

## 実績

○とっとり発グリーンニューディール市町村補助金

以下のとおり市町村が実施する地球温暖化対策等に関する事業に助成を行った。

事業メニュー区分	事業実施者	事業名	事業実施年度		
			H21	H22	H23
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	鳥取市	鳥取市立病院省エネ対策事業	○		
	倉吉市	倉吉市保育所施設省エネ改修事業	○	○	
	米子市	米子市児童文化センター省エネ改修事業	○	○	
	境港市	境港市図書館省エネ改修事業			○
	湯梨浜町	湯梨浜町庁舎省エネ改修事業		○	
	湯梨浜町	ハワイゆーたうん省エネ対策整備事業	○		
	南部町	南部町庁舎省エネ改修事業	○	○	
	伯耆町	伯耆町岸本公民館省エネ改修事業		○	
	岩美町	岩美町省エネルギー・新エネルギー導入促進事業		○	
	三朝町	三朝町役場庁舎省エネ改修事業	○	○	
地域環境整備支援事業	伯耆町	伯耆町エコレンタサイクル事業		○	
不法投棄・散乱ごみ監視等事業	米子市	みんなできれいな住みよいまちづくり推進事業	○	○	○

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

## 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 07 ノーマイカー運動の推進

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 07 ノーマイカー運動の推進

##### 施策

###### 1 事業の目的・効果

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指している。

###### 2 事業内容

- ・平成10年から運動を開始(当初は毎月第一、三水曜日)
- ・平成19年に各職員が可能な日に参加する制度に変更

(主な参加支援策の変更点)

- (1) 同一日実施ではなく、参加できる日に参加する手法に変更
- (2) ノーマイカー運動通勤手当の新設
- (3) ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
- (4) パークアンドライド駐車場情報の提供  
(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)
- (5) 参加者が成果を実感できる参加実績データベースの新設  
(削減されたCO<sub>2</sub>量を杉の木の木数に換算して表示 杉の木:50年生/CO<sub>2</sub>年間吸収量 14kg/本)

- ・平成20年から所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」を設定、交通政策課が四半期に1回程度「ノーマイカー運動強化週間」を指定する 取り組みを追加
- ・今後は、全県的な運動へ展開していくため、県内の市町村、企業に参加を呼びかけていく予定

###### 3 取組成果(平成21年度)

平成21年度の年間参加人数は517人、延べ参加回数は4,886回(1往復を1回として計算)、削減したCO<sub>2</sub>量は28トンでした。

CO<sub>2</sub>削減量(平成21年4月～平成22年3月)

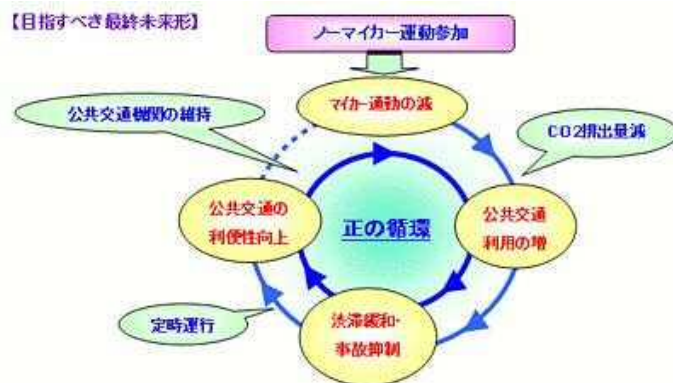
28,369Kg (体積換算で1,434万リットル) → 25mプール36個分相当

これは

杉の木 2,013本

森林面積 22,549平方メートル(バスケットボールコート54面分相当)

が1年間に吸収するCO<sub>2</sub>量に相当します。



## 実績

平成22年度の年間参加人数は516人、延べ参加回数は5,361回、削減したCO2量は33トンでした。

CO2削減量(平成22年4月～平成23年3月)

33,747Kg (体積換算で1,718万リットル)

これは

杉の木 2,410本

森林面積 22,549平方メートル(バスケットボールコート64面分相当)

が1年間に吸収するCO2量に相当します。

## 連絡先

企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

## 参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより

「ノーマイカーデーの取組み」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11148>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

## 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 08 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

#### 08 環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

##### 施策

###### 1 事業内容

公共交通機関の利用促進による公共交通手段の維持・確保、自家用自動車からの二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の緩和、事故の抑制等を目指し、公共交通機関の利用に積極的に取り組む企業を知事が認定  
○平成22年3月末時点認定企業(事業所)数: 37社(事業所)

(主な取組内容)

(1) ノーマイカーデーの実施

(2) 出張時の公共交通機関の利用 等

今後は、ノーマイカー運動の推進と歩調を合わせ、県内企業による公共交通機関の一層の利用促進に向けて、積極的に本制度のPRを実施

##### 実績

○国の「エコ通勤優良事業所認証制度」はロゴマークを入れてアピールできるなど認証を受けるメリットが大きいことから、本制度は平成23年3月31日をもって廃止することとし、「エコ通勤優良事業所認証制度」の一層の推進を図ることとしました。

##### 連絡先

企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

##### 参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより

「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11149>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 01 自然エネルギー導入促進事業

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.2 自然エネルギーの導入

#### 01 自然エネルギー導入促進事業

##### 施策

###### 1 目的

県営住宅への自然エネルギーの活用促進

###### 2 事業内容

【平成21年度】

県営住宅日ノ出町団地エコ改修工事において太陽光パネル設置工事に着手

【平成22年度】

県営住宅日ノ出町団地エコ改修工事において太陽光パネル設置工事が完了

##### 実績

平成22年度の実績

県営住宅日ノ出町団地に太陽光パネル(2kW)を設置完了

##### 連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 計画担当 電話0857-26-7412

##### 参考URL

鳥取県くらしの安心局住宅政策課のwebサイトより  
「くらしの安心局住宅政策課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 02 新エネルギーの導入促進

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.2 自然エネルギーの導入

#### 02 新エネルギーの導入促進

##### 施策

###### 1 目的

新エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止を図る。

###### 2 現状

平成15年度～21年度の実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進み、8万7千kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

###### 3 事業の概要

(1) 補助金等による導入支援

ア 住宅用太陽光発電等推進補助金

住宅に太陽光発電とその他の省エネ設備等をあわせて設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金により所要経費の支援

イ 市町村交付金

新エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに市町村立学校に新エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金により所要経費の支援

(2) 情報交流と普及啓発

ア 「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流

イ 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発

補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発

ウ 県庁関係部局による情報交換、検討

国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

##### 実績

###### 1 補助金等による導入支援

○ 住宅用太陽光発電等送信補助金

14市町村(H22年度 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、日吉津村、大山町、伯耆町、日南町)へ総額118百万円の補助実施。

○ 市町村交付金

鳥取市において、ペレットストーブ・薪ストーブの導入補助を実施。

###### 2 情報交流と普及啓発

○「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流実施(9月)

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「新エネルギー(自然エネルギー)の導入」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17856>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 03 スマートタウンの推進

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.2 自然エネルギーの導入

#### 03 スマートタウンの推進

##### 施策

###### 1 目的

県内におけるクリーンエネルギー資源の把握とその活用に係る調査事業を行うことにより、地域資源であるクリーンエネルギーを最大限活用していく仕組みづくりを推進する。

###### 2 現状

総務省では、「緑の分権改革」推進事業として、クリーンエネルギーの調査事業を実施  
鳥取県は、スマートタウン推進可能性調査事業を提案し、採択された。

###### 3 事業の概要

(1) 県内におけるクリーンエネルギー資源の賦存量調査

・県内において活用される、太陽光、太陽熱、風力、マイクロ水力、バイオマス、温泉熱、波力等の賦存量及び利用可能量の調査

(2) クリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査

・地域ごとの特性に対応したクリーンエネルギーのベストミックス(地域モデル)の設定  
・スマートメーター等を活用した電力需給量のデータ収集、分析  
・クリーンエネルギーの大量導入に向けた課題や導入可能性の検討等

##### 実績

###### 22年度実績

○鳥取県内の再生可能エネルギーの賦存量、利用可能量等の調査を実施。

○次の事項について分析・検討を行い、スマートタウンの実現に向けたモデル構築の検討及び課題の整理を行った。

・地域ごとの特性に対応した再生可能エネルギーの地域モデルの設定。  
・電力需給量のデータ収集及び分析。  
・再生可能エネルギーの大量導入に向けた課題及びその導入可能性の検討。

○その結果、地域に応じた再生可能エネルギーの地産地消モデルとして、中心市街地、住宅地、中山間地、観光地・温泉地の各モデルが示された。

##### 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「スマートタウン推進可能性調査事業」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=128397>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

** 鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 04 マイクロ水力発電導入支援事業

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.2 自然エネルギーの導入

#### 04 マイクロ水力発電導入支援事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

中山間地域を多く抱え、豊富な水量と相まって水力発電の適地が多い鳥取県において、農業用水路等の水を活用した小水力・マイクロ水力発電の導入推進を図り、小水力発電による電気を利用した営農コストの削減と、低炭素化社会の実現を目指す。

###### 2 事業概要

平成21年度に設立した研究会の運営や会員を通じた普及啓発を通じてマイクロ型の水力発電施設整備への関心を高める。

さらに、電気を利用した低コストな営農手法を確立するため、鳥取環境大学等と連携した新たな電気利用手法について調査・研究を行う。

##### 実績

###### 平成22年度実績

鳥取県マイクロ水力発電導入促進研究会で、鳥取県土地改良事業団体連合会の協力を得て、マイクロ水力発電実証機を設置(伯耆町ガーデンプレス)

##### 連絡先

農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

##### 参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41188>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 05 新エネルギー活用低コスト農業支援事業

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.2 自然エネルギーの導入

#### 05 新エネルギー活用低コスト農業支援事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

鳥取県中部で砂丘地農業を展開している北条砂丘地において、太陽光発電施設を導入し、砂丘地かんがいによる送水ポンプ等の多額の電気料金を軽減することで、地域農業の維持・発展に向けた低コスト農業を実現する取組に対して、北栄町と併せて支援を行う。

###### 2 事業概要

北条砂丘土地改良区が保有している、散水管理所や複数の揚水機場の屋上に太陽光発電パネルを設置する経費の一部を補助する。

- ・事業量 太陽光発電施設 6カ所 設置面積合計 約380m<sup>2</sup> (45KW)
- ・補助対象経費 太陽光パネル設置工事費 56,000千円 ※
  - ・補助率 10%以内 (北栄町が支援を行う額と同額とし、上限5,600千円)
  - ・事業主体 北条砂丘土地改良区
- ※ 施設整備事業費の内、1/2は国庫補助事業「低炭素むらづくり支援事業」を活用予定

##### 実績

平成22年度実績

農業用太陽光発電施設設置の支援  
設置者: 北条砂丘土地改良区  
設置数: 5箇所(44.1kw)

##### 連絡先

農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

##### 参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41188>

[▲ページ上部に戻る](#)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 01 酸性雨調査事業

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進

#### 01 酸性雨調査事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

###### 2 背景、現状、及び課題

- (1) 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2) 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

###### 3 事業の内容

###### (1) 酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

ア 調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)

###### (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査

長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)

ア 調査地点: 大山地内

イ 平成22年度調査内容: 樹木衰退度調査

##### 実績

###### (1) 酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

ア 調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)

###### (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査

長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)

ア 調査地点: 大山地内

イ 平成22年度調査内容: 樹木衰退度調査

##### 連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

##### 参考URL

鳥取水・大気環境課のwebサイトより  
「水・大気環境課」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

 **鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 02 黄砂と微小粒子状物質の実態把握に関する調査研究

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進

#### 02 黄砂と微小粒子状物質の実態把握に関する調査研究

##### 施策

###### 1 事業の目的・効果

- 県民の黄砂に対する予防行動の啓発
- 微小粒子状物質による健康影響把握のために活用
- 黄砂粉じん中の微生物の有無とその特定により健康影響の解明に繋がる新たな知見を得る
- 北東アジア地方政府サミットの環境交流における黄砂部会において、各国との情報交換の場でこの調査研究で得られた成果を活用する

###### 2 事業内容

- 黄砂による全県的な飛来物質濃度の把握
- 粉じんに着している微生物類の調査
- 微小粒子状物質(粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下)の濃度
- 黄砂飛来粉じん中の花粉の存在状況の調査

##### 実績

###### 1 黄砂による全県的な飛来物質濃度の把握

- 2010年に県内3地点で採取した全粒子状物質の各金属成分濃度について比較した結果、3地点間に有意な差は見られなかった。
- 2007、2009、2010年の湯梨浜町における金属、イオン成分をもとに黄砂日をグループ分けした。グループごとの後方流跡線を比較すると、特徴的な3種類(国内経由、中国中部経由、中国北部経由)のルートが推測された。

###### 2 大気粉じんに着している微生物類の調査

- 真菌は黄砂日の方が非黄砂日に比べ真菌濃度がやや高く、菌種別ではアレルギーの1つであるクラドスポリウム属菌の濃度が上昇していた。
- しかし、真菌濃度は日々の変動が大きく、今後黄砂シーズンでは毎日のサンプリングが必要と考えられた。

###### 3 微小粒子状物質(粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下(PM<sub>2.5</sub>))の変動

- PM<sub>2.5</sub>の質量濃度は日変動が大きく明確な季節変動は確認できなかったが、冬季が比較的低濃度となった。イオン成分は因子分析の結果、大きく海塩起源グループと人為起源グループ(硫酸イオン、アンモニウムイオン)に分けられた。硫酸イオンとアンモニウムイオンのモル濃度はほぼ同じであり、硫酸アンモニウム粒子として浮遊していることがわかった。

##### 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

## 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより  
「地球環境と地域影響に関する調査研究」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

** 鳥取県生活環境部環境立県推進課**  
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194  
E-mail [kankyourikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyourikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) →01 北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.4 国際連携の推進

#### 01 北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

2007年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

###### ○「環境交流宣言」の概要

(1) 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。

(2) 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。

(3) 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。

- ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
- ・ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
- ・渡り鳥など広域的な生態系の保全
- ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

###### 2 事業の現状及び課題

2008年8月、「環境交流宣言」を実行あるものとし、もって北東アジア地域における地球環境の保全に関する地域協力を推進するため、「砂漠化防止・黄砂部会」、「ラムサール・渡り鳥部会」、「水産部会」の3部会により構成される北東アジア環境保護機関実務者協議会を設置した。

北東アジア環境保護機関実務者協議会は、「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の開催地が事務局となり開催することとなっており、今年度は韓国江原道において開催される予定。

###### 3 事業の内容

本県が担当する「砂漠化防止・黄砂部会」を開催し、各地域の情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

##### 実績

平成23年5月、韓国江原道にて、北東アジア環境保護機関実務者協議会が開催され、次のとおり発表及び協議を行った。

1. 日にち:平成22年5月25日
2. 場所:韓国 江原道

### 3. 概要

- 本会のテーマである、「海洋ごみ対策、廃棄物のエネルギー化」について各国から発表し、当県からは海岸漂着物が日本海沿岸地域に共通する環境問題の一つと認識し、円滑な処理と効果的な発生抑制についての検討を提案。サミット参加地域による情報共有と、共同で対処する方策の準備に積極的に協力することが、共同宣言文に盛り込まれた。
- また各国の自然生態系の保全の現状や対策等について積極的な意見交換が行われた。

【構成】日本国鳥取県、韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県

## 連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

## 参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより  
「国際的な連携」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17853>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

## 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度](#) → 02 第6回鳥取県・江原道環境衛生学会

 [もどる](#)

## 5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

### 5.4 国際連携の推進

#### 02 第6回鳥取県・江原道環境衛生学会

##### 施策

###### 1 事業の目的・効果

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

###### 2 事業内容

開催月:平成22年10月下旬(詳細未定)

場所:韓国江原道保健環境研究院

参加者:約100名を予定

基調講演

調査研究発表

環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

総合討論、学会まとめ

共同研究に係る協議

##### 実績

1 開催日:平成22年10月28日(木)

2 場所:韓国江原道保健環境研究院

3 参加者:約77名  
(鳥取県関係 7名、江原道保健環境研究院関係 約70名)

4 概要:鳥取県衛生環境研究所と江原道保健環境研究院の研究者が一堂に会し、両院が行う調査研究についての発表、討議及び両地域の抱える衛生環境分野の諸課題について活発な意見交換が行われた。

【午前の部】

○特別講演

「江原道の大気質管理の課題」 江原大学環境科学科 李鐘範教授

○研究発表(環境分野)

「河川へのポリ塩化ビフェニル(PCB)流出事故について」 鳥取県衛生環境研究所 畠山恵介研究員

「江原道の水と汚染実態」 江原道保健環境研究院 朴聖彬水質環境科長

○研究発表(衛生分野)

「鳥取県における黄砂飛来実態に関する調査について」 鳥取県衛生環境研究所 田中卓実研究員  
「江原道地域の黄砂ダストの重金属及びイオン成分の特性」 江原道保健環境研究院 金泰佑研究員  
「飲料水から分離した大腸菌群の特性調査」 江原道保健環境研究院 高析鉦研究員

【午後の部】

○共同研究に係る協議(黄砂)

○地域的課題に関する意見交換(急性呼吸器疾患の原因ウイルス)

## 連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

## 参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

---

## 鳥取県生活環境部環境立県推進課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194

E-mail [kankyurikken@pref.tottori.jp](mailto:kankyurikken@pref.tottori.jp)